

決議案第 1 号

議案第 39 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）の
付帯決議について

標記の付帯決議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 6 月 19 日

取手市議会議長 岩 澤 信 殿

提出者 福祉厚生常任委員会
委員長 久保田 真 澄

提出理由

少子化が深刻化する中、無痛分娩に限らず全ての出産に係る経済的支援、及び結婚・出産・子育て支援のさらなる充実を求める為、提案します。

議案第 39 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）の付帯決議

今回の議案第 39 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）に計上された無痛分娩費用助成に要する経費は、出産時の経済的な負担軽減と安心して子を産み育てる環境整備の一助として評価するものであり、その意義を認める。

一方で、無痛分娩を希望しない、または医療的に選択できない妊婦も少なくなく、分娩方法を限定した支援では公平性に課題が残る。

よって、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）の執行及び今後の市の施策立案に当たっては、下記事項への配慮を求める。

記

- 1 無痛分娩に限らず、自然分娩を含む全ての出産に係る経済的支援、及び妊婦全般を対象とした包括的支援の拡充についても検討していくこと。
- 2 インフォームドコンセントについて、医療機関もさることながら、妊婦にも正確な情報を得たうえで、自己決定できているかの確認方法を確立すること。
- 3 少子化が深刻化する中、他自治体における先進的な取組や社会的要請を踏まえ、結婚・出産・子育て支援のさらなる充実を図るとともに、必要な財政措置についても適切に講じること。

以上、決議する。

令和 7 年 6 月 日

茨城県取手市議会

意見書案第3号

救急時の選定療養費徴収において、保育所、幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設での現状を把握するとともに運用について検証を行い、その情報を公開することを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年6月12日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 金澤 克 仁

〃 〃 染 谷 和 博

〃 〃 関 川 翔

〃 〃 本 田 和 成

〃 〃 根 岸 裕美子

救急時の選定療養費徴収において、保育所、幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設での現状を把握するとともに運用について検証を行い、その情報を公開することを求める意見書（案）

茨城県で2024年12月2日から、救急搬送時の選定療養費徴収の運用が開始されました。

救急要請時の緊急性が認められない場合は選定療養費を徴収することで、大病院が本来の役割を果たし救急医療体制を維持することを目的としております。

2025年3月に検証結果が公表され、運用開始から2月末までに選定療養費が徴収された件数は940件、4.2%となっています。年齢別の徴収率は、乳幼児（生後28日以上満7歳未満）が6.2%、少年（満7歳以上満18歳未満）が7.0%、成人（満18歳以上満65歳未満）が6.6%、満65歳以上が3.0%で、18歳未満の徴収率が高くなっており、学校、自宅、施設など、どこから救急要請があったかについてはデータがありません。

保育や教育の現場では、苦痛を的確に伝えられない場合も多い子どもの特性を鑑みますと、救急要請が必要かどうかの判断は非常に難しく、教職員に判断の責任が重くのしかかっています。選定療養費を気にかけて救急要請をちゅうちょしてしまい、万一手遅れになることは絶対に避けなければなりません。また、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校だけではなく、高齢者や障がい者が生活している福祉施設においても同様と考えます。

以上のことから、現場の職員が救急要請を必要だと判断した場合に、ためらうことなく救急要請できるよう、下記の事項を要請します。

記

- 1 救急時の選定療養費徴収において、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設での現状を把握するとともに運用について十分に検証を行い、その情報を公開すること。
- 2 上記検証を基に各施設における具体的な救急要請のガイドラインを作成し、対象医療機関とガイドラインを共有すること。
- 3 茨城県の「運用状況の検証のための会議」のメンバーに、福祉や教育の現場関係者及び徴収対象外の二次医療機関関係者等も加え、より幅広い視点に立った検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】茨城県知事

意見書案第4号

消費税5%への引下げ、インボイス制度の廃止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年6月12日

取手市議会議長

岩 澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 加 増 充 子

〃 〃 本 田 和 成

消費税5%への引下げ、インボイス制度の廃止を求める意見書（案）

長引く物価高が生活を直撃しています。「食費や電気代も節約してきた。もう削るところがない」さらに主食の米高騰により、国民の暮らしも中小企業の営業も一層深刻な事態です。政府は適正な課税を確保するために小規模事業者に過度な事務負担を押し付けるインボイス制度を実施しましたが、世界では100を超える国・地域が消費税にあたる付加価値税を減税し、国民の生活と中小企業の生業を守る努力が行われています。スペインは電気代の税率を半分に引き下げ、ポーランドやベルギー、ポルトガルなどは主要な食品の税率をゼロに引き下げました。ベトナム政府は、企業と消費者の双方にメリットがあると減税措置を延長しました。政府は社会保障のためと繰り返し説明しながら税率を引き上げてきましたが、医療・介護・年金・教育のどれをとっても国民負担は増えるばかりです。税の専門家は大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる分の財源は生まれると試算しています。消費税を引き下げて単一税率にするか廃止すれば、インボイスも必要なくなります。以上の趣旨から、下記の事項を求めます。

記

- 1 消費税の税率を5%に引き下げること。
- 2 インボイス制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣